

記者発表

令和3年9月29日



担当課	企業総務課
担当者	北山・森田・濱本
電話	(073) 435-1124
内線	3309・3337・3338

職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

<被処分者>

企業局 経営管理部 企業総務課付 技術主査 51歳 男性

<処分内容>

免職

<事案の概要>

職員は、病気休職中である令和3年9月6日（月）に、自宅近くのスーパーにてアルコール飲料を購入、その駐車場で飲酒し、自家用車で帰路についたところを、通報を受けた警察官に呼び止められ、呼気によるアルコール検査を行った結果、法定基準を超えるアルコールが検知されたため、酒気帯び運転により検挙された。

また、当該職員は、令和3年3月29日に、架空の事実により3日間の服喪休暇の虚偽申請を行い、そのうち2日間を不正に取得していた。その後も、反省と勤務への意欲を述べておきながら、上司に対し虚偽の報告により休暇を取得しようとするなど姿勢の改善が見受けられなかった。

職員が行ったこれらの行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非違行為であり、市職員全体の信用を著しく失墜させたものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。